

立川市児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名：	東京都	
申請主体名：	立川市	
区域の範囲：	立川市の全域	
特区の概要：	本市では、通所定員 25 名の児童発達支援事業所を直営で運営しているが、令和 7 年 5 月の（仮称）子育て・健康複合施設の開設をきっかけに、児童発達支援センターへ移行する予定である。 移行後も民間の事業所が調理した給食を提供する外部搬入方式を継続することで、運営コストの合理化を図り、もって療育の質の向上や相談支援の更なる充実を図る。	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



療育の様子
(たいこ遊び)



食事の様子